

患者さん各位

令和7年1月吉日

土曜日午後外来の診察料に関して

いつも東邦鎌谷病院にご受診いただきありがとうございます。

表題の件に関しましてご報告いたします。

この度、当院は「救急告示病院」としての施設認定を受けました。

救急告示病院認定に伴い、時間外特例医療機関の対象となります。

令和7年4月1日より、土曜日午後の外来受診（午後外来の受付を行った患者さんが12時以降に受診する場合）に関しまして、時間外特例加算として、以下の点数が通常の診察料とは別に加算されます。

初診時	230点
再診時	180点

併せまして、緊急の検査やレントゲン等の画像診断（定期検査等の予定された検査は含みません）、手術等の手技を行った場合につきましても、それぞれ時間外特例加算として点数が加算されることとなり、今までと比較して、土曜日の午後に受診される場合はご負担が増えることとなります。

なお、健康診断や予防接種等の自由診療で来院される患者さん、土曜日の午前はもちろんのこと、日曜日午前の外来に関しましては、今までと同様、加算の無い外来となります。

ご負担をお掛けすることとなり大変恐縮ではございますが、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

東邦鎌谷病院 病院長